

取消処分者講習のご案内



運転免許の取消処分を受けた方で、再度運転免許を取得しようとする方は「取消処分者講習」を受講しなければ運転免許試験を受けることができません。

★ 受講対象者

- ・ 過去に運転免許の「取消処分」を受けた方
- ・ 過去に運転免許の「拒否処分」を受けた方
- ・ 過去に国際免許証により6ヶ月を超える「運転禁止処分」を受けた方
- ・ 過去に免許の取消しを公安委員会が決定したにもかかわらず、取消し処分を受けないで免許を失効した方

※ 受講対象者で下記に該当する方は、飲酒取消講習を受けることになります。

- ・ 酒気帯び運転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第4条までの罪でアルコールの影響によるもの（飲酒運転）の法律違反が含まれている方
- ・ 飲酒運転によらない取消処分後に、無免許で飲酒運転の違反があった方

★ 講習内容・受講日の指定

（一般の講習）

- ・ 運転適性検査、実車講習等

2日間連続（1日目は7時間・2日目は6時間）の受講日となります。

（飲酒取消講習）

- ・ 上記の講習内容のほか

呼吸検査・アルコールスクリーニングテスト等が加わります。

第1日目（7時間）の受講後、30日以上の間隔を空けて、第2日目（6時間）を実施します。

★ 講習申込方法

（申込日時）

- ・ 月曜から金曜日まで（土・日曜、祝日、年末年始を除く。）
- ・ 午前9時から午後4時まで

（申込先）

- ・ 福島運転免許センター
- ・ 郡山運転免許センター
- ・ 各警察署交通窓口

（申込方法）

- ・ 本人が上記申込先において直接申込みをしてください（電話や郵送による申込みは行っておりません。）。

★ 講習場所

- ・ 福島運転免許センター 福島市町庭坂字大原 1 - 1 TEL (024) 591-4372
- ・ 福島自動車学校 福島市町庭坂字原中 2 - 51 TEL (024) 591-1703
- ・ 西部自動車学校 郡山市富田町字稲川原40 TEL (024) 932-1600
- ・ 県南自動車学校 白河市東釜子字古峯内98番地 TEL (0248) 34-2565
- ・ 平中央自動車学校 いわき市内郷小島町天ノ田15 TEL (0246) 26-3429
- ・ 扇町自動車学校 会津若松市一箕町大字亀賀字北柳原16 TEL (0242) 22-3759

★ 準備するもの

- ・ 受講日指定票
- ・ 受講手数料…30,550円（講習受付時に納入することになります。）
- ・ 本籍の記載された住民票（6ヶ月以内のもの。）
- ・ 筆記用具
- ・ 写真2枚（たて3.0cm×よこ2.4cm。申請前6ヶ月以内に撮影したもので、無帽、無背景、正面、上三分身）

★ 服装

- ・ 運転に支障のない服装（二輪車・原付車で講習を受講される方は、手袋を用意してください。ヘルメットは貸し出します。）
- ※ サンドル、ハイヒール、厚底靴、下駄では受講できません。

★ その他

- ・ 酒気を帯びている方は、受講できません。
- ・ 講習当日、都合により受講できない場合は、受講する講習機関に連絡してください。なお、受講するためには、再度予約が必要となります。

問い合わせ先

福島県警察本部交通部運転免許課講習係
福島市町庭坂字大原 1 - 1
電話 024-591-4372（内線412）